

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十三号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号の四（二）（三枚目）中「

消込者印

」を「

消込者

」に改める。

別記様式第六号の二及び別記様式第八号中「

消込者印

」を削る。

別記様式第八号の二中「

埼玉県

 県税事務所」を「

埼玉県

 税事務所」に改め、「

消込者印

」を削る。

別記様式第八号の五、別記様式第九号の十、別記様式第九号の十一、別記様式第九号の十五、別記様式第九号の十五の二、別記様式第九号の十六の二、別記様式第九号の十六の三、別記様式第十一号（一）及び別記様式第十一号（二）中「

消込者印

」を削る。

別記様式第十一号の二中「

消込者印

」を削り、同様式の附表中「

消込者印

」を削る。

別記様式第十一号の四、別記様式第十一号の六、別記様式第十二号、別記様式第十二号の二及び別記様式第十二号の四中「

消込者印

」を削る。

別記様式第十三号中「

消込者印

」を「

消込者

」に改める。

別記様式第十八号の二中「

消込者印

」を削る。

別記様式第十九号（一）中「

消込者印

」を「

消込者

」に改め、「

消込者印

」を削る。

別記様式第十九号（三）中「

消込者印

」を削り、同様式の注意中1を削り、2を1とし、3から7までを2から6までとする。

別記様式第十九号の二（一）中「

消込者印

」を「

消込者

」に改め、「

消込者印

」を削る。

別記様式第十九号の二（三）中「

消込者印

」を削り、同様式の注意中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別記様式第二十号中「

消込者印

」を削る。

別記様式第二十号の四中「

消込者印

」を「

消込者

」に改め、「

消込者印

」を削る。

別記様式第二十一号から別記様式第二十二号（二）まで、別記様式第二十四号、別記様式第二十六号（一）及び別記様式第二十六号（二）中「

消込者印

」を削る。

別記様式第二十八号から別記様式第二十八号の三まで、別記様式第二十八号の五、別記様式第二十八号の六、別記様式第二十九号、別記様式第二十九号の二及び別記

様式第三十一号（一）から別記様式第三十一号の二（一）までの規定中「㊸」を削る。

別記様式第三十三号中「㊸」を削る。

別記様式第三十三号の二中「㊸」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

別記様式第三十三号の三（一）及び別記様式第三十三号の三（二）中「㊸」を削る。

別記様式第三十四号中「㊸」及び「又は地方税法施行規則附則第3条の2の19の助成金」を削る。

別記様式第三十四号の二中「㊸」を削る。

別記様式第三十六号中「又は地方税法施行規則附則第3条の2の19の助成金」を削る。

別記様式第三十七号の三及び別記様式第三十八号中「㊸」を削る。

教 学 引	18歳未満の者	70歳以上の者	障 害 者	国民体育大会
	人	人	人	人

別記様式第四十四号中「㊸」を削り、

青 活 動 生、生徒、児童 率の教員 人	18歳未満の者	70歳以上の者	障 害 者	国民体育大会	教 育 活 動 学 生、生徒、児童 率の教員 人	国際競技大会
	人	人	人	人	人	人

に改め、同

様式の注意中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記様式第四十五号（表面）中「㊸」を削り、同様式（裏面）中

を
 ※又は被相続者
 共同総領事者

に、「調査者氏名印」を「調査者氏名」に改め、「㊸」を削る。

又は被相続者

別記様式第四十六号の二、別記様式第四十六号の三、別記様式第五十八号及び別

別記様式第五十九号の二中「㊦」を削る。

別記様式第五十九号の四及び別記様式第五十九号の五中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第五十九号の九、別記様式第五十九号の十、別記様式第六十二号、別記様式第六十四号の二、別記様式第六十四号の二の三、別記様式第六十四号の二の四、別記様式第六十四号の二の六、別記様式第六十四号の二の七、別記様式第六十四号の三、別記様式第六十四号の六及び別記様式第六十四号の七中「㊦」を削る。

別記様式第六十五号（表面）中「㊦」を削り、同様式（裏面）中

又は被承継者
※共同経営者

を

「調査者氏名」に改め、「㊦」を削る。

又は被承継者
共同経営者

別記様式第六十五号の三中「埼玉県 県税事務所長」を「埼玉県 税事務所長」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第六十五号の三の二及び別記様式第六十五号の四中「㊦」を削る。

別記様式第六十五号の五及び別記様式第六十五号の六中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に、「埼玉県 県税事務所長」を「埼玉県 税事務所長」に改める。

別記様式第六十七号及び別記様式第六十八号中「㊦」を削る。

別記様式第六十九号中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に、「埼玉県 県税事務所長」を「埼玉県 税事務所長」に改める。

別記様式第七十号及び別記様式第七十四号の三中「㊦」を削る。

別記様式第七十四号の四中「㊦」を削り、「あて先」を「宛先」に、「埼玉県 県税事務所長」を「埼玉県 税事務所長」に改める。

別記様式第七十四号の五から別記様式第七十四号の七まで、別記様式第七十五号の二、別記様式第七十九号、別記様式第八十一号、別記様式第八十五号及び別記様式第八十七号から別記様式第八十九号までの規定中「㊦」を削る。

附則別記様式第一号中「㊦」を削り、
「生年月日 年 月 日
個人番号

日 を「個人番号」

」に改める。

附則別記様式第二号から附則別記様式第十一号までの規定中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別記様式第三十四号の改正規定（「㊦」を削る部分を除く。）、別記様式第三十六号の改正規定、別記様式第四十四号の改正規定（「㊦」を削る部分及び同様式の注意中1を削り、2を1とし、3を2とする部分を除く。）、別記様式第四十五号（裏面）の改正規定（「調査者氏名印」を「調査者氏名」に改める部分及び「㊦」を削る部分を除く。）、別記様式第六十五号（裏面）の改正規定（「調査者氏名印」を「調査者氏名」に改める部分及び「㊦」を削る部分を除く。）及び附則別記様式第一号の改正規定（「㊦」を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。